

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.1 職員採用

1.1.1 外国籍職員採用及び在職状況（人数、職種、国籍、本名使用状況）を資料提供してください。また課長級以上に昇進した外国籍職員の昇進年度及び在職状況（人数、職種、国籍、本名使用状況）を教えてください。

（回答）

- 令和6年11月1日現在の一般行政部門における外国籍職員の人数は7名となっております。このうち、本名使用の人数は6名となっております。
- また、これまで一般行政部門において課長級以上に任用した外国籍職員は1名となっており、本名を使用していました。

（回答部局課名）

総務部人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.1 職員採用

1.1.3 採用後の国籍による任用差別及び昇進差別を撤廃してください。

（回答）

○ 外国籍職員が従事できる職務につきましては、国の見解や判例の動向を踏まえると、公権力の行使や公の意思形成への参画に携わる職への任用は制限せざるを得ないという課題がありますが、職務内容を個別に精査し、任用制限をできるだけ限定的に解釈することにより、可能な限り幅広い分野で外国籍の職員を任用するとともに、適切に昇任管理を行ってまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

総務部人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

【労働・民族学校・一般に関する課題】

1.1. 職員採用

1.1.4 在日韓国・朝鮮人についての問題を府の職員採用試験問題に継続して出題してください。

（回答）

○大阪府職員は、高い人権尊重意識を持って職務を遂行できるよう、人権についての正しい理解が求められることから、職員採用試験の第一次試験において択一式問題を試験科目とする場合は、人権に関する問題を必ず出題してきております。

○今後とも、韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人、同和問題、障がい者、女性、子どもなど様々な人権問題から出題内容を検討し、人権感覚豊かな職員の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

人事委員会事務局 任用審査課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

【労働・民族学校・一般に関する課題】

1.1. 職員採用

1.1.5 職員募集のポスター、パンフレットや冊子に、応募資格に国籍条項のないものについては「国籍条項は撤廃されている」ということを何か所かに大きく明記してください。

（回答）

○大阪府においては、より多くの方に職員採用試験に応募いただけるよう、試験案内や採用パンフレット、ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、受験資格や試験の内容はもちろん、大阪府の魅力や仕事のやりがい等に関する広報活動を展開しているところです。

○日本国籍の有無を問わず、受験できる職種のあることは、試験案内やパンフレットに明記するなど、その周知に努めています。

○今後とも、日本国籍を有しない方が、受験資格を誤解し採用試験の受験を断念されるようなことのないよう、各広報媒体の特性に応じて、わかりやすい表現、表記に努めてまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

人事委員会事務局 任用審査課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.2 就職差別

1.2.1 ハローワーク、大学就職課など、各関係機関に問い合わせ、民間企業での在日外国人に対する就職差別をしない取り組みや差別があるならその実態を調査し、教えてください。

（回答）

- 大阪府では、公正な採用選考が行われるよう、大阪労働局などの関係団体と協力し、事業主や求職者への啓発を行っております。
- 求人募集や面接時に、職業安定法に違反する質問などが行われた場合は、該当事業所に対して公共職業安定所より事実確認を行い、必要に応じて指導による改善を図っているところです。
- また、中学校・高等学校・大学等と連携し、公正な採用選考に違反する事象があれば、大阪労働局に依頼し、公共職業安定所から指導いただいております。
- 大阪府で把握しております令和4年度に発生した就職差別につながるおそれのある事象のうち、在日外国人に対する就職差別に関わるものは2件でした。
なお、令和5年度（上半期）においては、該当する事例はありませんでした。
- 今後も、公正な採用選考が行われるよう、大阪労働局などの関係団体と協力し、事業主や求職者への啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1.3 ハイトスピーチ問題

1.3.1 民族差別を助長する『在特会』『行動する保守運動』などの団体の府内の活動実態や、インターネット上・SNS 等による府内の人権侵害の実態を調査し報告してください。

（回答）

- 警察庁刊行の「焦点第 294 号 -令和5年版 警備情勢を顧みて」によると、右派系市民グループによるハイトスピーチと疑われるようなデモは全国で約 10 件であり、平成 28 年 6 月の、いわゆる「ハイトスピーチ解消法」施行後、減少しているの見受けられます。
- 大阪府が把握している令和 5 年度の差別事象のうち、インターネットによる事象の発生件数は 11 件でした（大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く）。
うち、外国人に関する内容は、1 件でした。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1.3 ハイトスピーチ

1.3.2 大阪府の「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の目標実現のため、差別をあおる宣伝活動を禁止や、公共施設の使用制限してください。また、企業内レイハラから府民を護る施策をより充実させて下さい。さらに、「差別的言動の解消の推進に関する条例」をさらに発展させ、禁止規定や制裁規定も明記した「人種・民族差別禁止条例」として再構築し、人種・民族差別の被害を受けた府民の救済手続きや、独立性ある専門的な審議・救済機構をも整備して下さい。

（回答）

○ 公の施設については、地方自治法において、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならないとされており、過去の判例においても、公の施設の利用制限ができる場合は限定的に解されていますが、府が所管する公の施設においては、施設の利用案内やホームページにハイトスピーチの禁止に関する文言や法令順守等の啓発文を記載する等、施設の利用者にハイトスピーチを許さないという府の姿勢を示しハイトスピーチを防止する対策を推進しています。

今後とも、これらの施設でハイトスピーチが行われることのないように、施設管理者や市町村と連携しながら、条例の趣旨目的について周知啓発していきます。

○ 大阪府では、人種・民族差別をはじめとする幅広い悩みや課題に総合的に対応するため、「大阪府人権相談窓口」を設置しているほか、インターネット上のトラブルについては、令和5年11月に「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」を開設し、相談に応じています。

今後とも、両相談窓口の周知に努めるとともに、法務省の人権擁護機関の

ほか、事案に応じて適切な機関と連携や協力を強化しながら、被害者の救済に積極的に取り組んでいきます。

また、国に対して、様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を要望していきます。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1.3 ハイトスピーチ問題

- 1.3.3 前述の「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の普及・府民啓発のためのパンフレットを今後も引き続き発行してください。

（回答）

- 外国人の人権やハイトスピーチ、ハイトスピーチ解消推進条例については、これまで、ポスターやリーフレットの配布の他、大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」やホームページ、府政だよりへの掲載や、デジタルサイネージでの啓発画像の放映などにより、啓発に努めてまいりました。
- 令和3年度からは、啓発の効果を高めるため、条例施行月である11月を条例啓発推進月間と定め、条例の周知啓発を集中的に行っています。
- 今後とも、こうした取組みにより、ハイトスピーチの解消に向け、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

- 1.3.4 ネット上の差別を無くすため、インターネットモニタリングを実施し、問題記述の削除要請を法務省に削除指導を要請するとともに、プロバイザ等への直接の削除要請を府自らの手で実施して下さい。

（回答）

- モニタリングについては、現在実施している市町村があることは承知しています。大阪府としては、これらの事例を集約・分析し、府内の全市町村に情報提供することで、広域自治体としての役割を果たしてまいります。

また、国に対して、早期の削除等につながる実効性のある提案を行い、実現に向けた働きかけを行うとともに、本年4月からは、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき、削除要請の対象を「共通の属性に基づく差別的言動」に拡大するとともに、なお情報が削除されない場合で、発信者や拡散者が明らかな場合は、その者に対して説示・助言を行うこととしています。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1.4 差別実態調査

- 1.4.2 大阪府内の民族差別の状況を調査・分析し、解消のための施策をより積極的に実施して下さい。特に、前述の法務省調査結果のうち、入居差別や就職差別の実態に関する部分の「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた率」は全国平均 41.2%、大阪市は 47.2%、東大阪市はほぼ平均値。「外国人であることを理由に就職を断られた」人の率は全国平均 25.0%、府内各市も平均値に近い状況にある状況を重くとられ、民族差別解消施策を強化して下さい。

（回答）

- 大阪府が把握している令和5年度の差別事象のうち、外国人に関わる事象の発生件数は7件でした（大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。）。
7件の内訳は、落書きが4件、発言、インターネット、貼紙が各1件です。
- 今後とも、全ての人々が人間の尊厳と人権を尊重し、人種や民族の違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、施策に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.4 差別実態調査

1.4.2 大阪府内の民族差別の状況を調査・分析し、解消のための施策をより積極的に実施して下さい。特に、前述の法務省調査結果のうち、入居差別や就職差別の実態に関する部分の「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた率」は全国平均 41.2%、大阪市は 47.2%、東大阪市はほぼ平均値。「外国人であることを理由に就職を断られた」人の率は全国平均 25.0%、府内各市も平均値に近い状況にある状況を重くとらえられ、民族差別解消施策を強化して下さい。

（回答）

- 大阪府では、公正な採用選考が行われるよう、大阪労働局などの関係団体と協力し、事業主や求職者への啓発を行うとともに、事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割を担う「公正採用人権啓発推進員」に対する研修を実施しています。
- 具体的には、企業向けのガイドラインである冊子「採用と人権」において「在日外国人」の項目を設けるとともに、研修カリキュラムを設定するなど、就職差別撤廃に向けて取り組んでいるところです。
- 今後も、こうした取り組みを通じて、企業において応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考が実施されるよう取り組んでまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1 労働・民族学校・一般に関する課題

1.4 差別実態調査

1.4.2 大阪府内の民族差別の状況を調査・分析し、解消のための施策をより積極的に実施して下さい。特に、前述の法務省調査結果のうち、入居差別や就職差別の実態に関する部分の「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた率」は全国平均 41.2%、大阪市は 47.2%、東大阪市はほぼ平均値。「外国人であることを理由に就職を断られた」人の率は全国平均 25.0%、府内各市も平均値に近い状況にある状況を重くとらえられ、民族差別解消施策を強化して下さい。

（回答）

<建築振興課>

○入居差別については、大阪府の「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」において、外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否することを指導対象とする規定を設け、宅建業者への同基準の周知と遵守の徹底を推進しています。

<居住企画課>

○また、外国人などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅セーフティネット制度の周知・啓発を行うとともに、住宅セーフティネット法に基づく入居を拒まない住宅や、家賃保証業者と連携した保証人の引受などの住まいの相談に応じる不動産協力店の登録、居住支援法人の指定を進めています。

○なお、登録された住宅には、保証人不要の住宅も含まれており、これら住宅や協力店等の情報については、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」で検索することができます。

○引き続き、これらの取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

1.4 差別実態調査

1.4.3 政府が進めている「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の大阪府内の相談センターや「大阪府外国人情報コーナー」を全ての外国人府民が容易に来所利用できるための方策を検討してください。また、ワンストップセンターの現状、予算概要(府費・国費別)を教えてください。

（回答）

- 政府が整備を進めている行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口（多文化共生総合相談ワンストップセンター）について、大阪府では、国の交付金を活用し、公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）において「大阪府外国人情報コーナー」を開設しています。
- 大阪府外国人情報コーナーでは、外国人の方が安心して過ごせるよう在留資格や就労等、生活全般に関する情報提供や、弁護士や行政書士等による専門相談、新型コロナウイルス感染症に関連した健康や生活等の相談などを11言語で対応し、夜間や日曜日の相談も行っています。
- また、府内10市町（大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、八尾市、富田林市、松原市、箕面市、東大阪市）においても、国交付金を活用した相談窓口が開設されています。
- 大阪府外国人情報コーナーを運営するための補助金として、令和6年度は1,740万円の予算額を計上し、内訳としましては、府費が870万円、国費が870万円となっています。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目) 1.6.1 要望書に対して文書での事前回答を行ってください。
(回答) 大阪府の「団体広聴」については、団体の申入れに応じ、府政に関する提言及び要望等をお受けするものであり、府の施策の現状や今後の方針等を説明しご理解をいただくことを目的として実施しています。 「団体広聴」の手法には、要望書等の『受領』のみで行う場合、『文書による回答』を行う場合、『応接による回答』を行う場合があります。 『応接による回答』を行う場合は、応接の場において、口頭で要望事項に関する府の施策及び考え方を回答の上、質疑応答を通じて、ご理解いただきたいと考えています。また、回答内容については、慎重を期す必要があることから、応接開始直前に所定の様式にて基本回答を提供しているものです。
(回答部局課名) 府民文化部 府政情報室 広報広聴課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.2 就学案内

2.2.2 各市町村において、「府内外国人学校一覧」が配布されるように、その重要性について市町村に伝えてください。また、具体的な配布物を示してください。

（回答）

- 「大阪府内の主な外国人学校」につきましては、市町村教育委員会学事事務担当者会で資料として配付し、市町村が就学事務を行う際の情報提供や問い合わせ等に活用していただけるようにしています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.3 民族学校

2.3.1 在日韓国・朝鮮人が日本で暮らすにあたって、普通教育とともに、民族の言葉や歴史・文化を学ぶための民族教育を受ける権利の保障がされなければなりません。そのために民族学校(大阪朝鮮学園幼初中高級学校・白頭学院建国幼小中高校・大阪金剛インターナショナル小中高校・コリア国際学園中高校など)に進学することは、日本の公立学校に学ぶことと同等の学ぶ権利を保障するものであるという観点に立ち、日本学校に通う生徒・保護者などに学校紹介・案内への便宜と就学援助制度の適用を府内市町村で図ってください。各種学校である朝鮮学校が不利になることのないようにしてください(ちなみに朝鮮学校には朝鮮籍・韓国籍の他に、日本国籍の児童生徒もいます)。

(回答)

- 大阪府では、外国人学校を含め認可している学校について、府のホームページで学校の情報等を公表しています。
- 府内市町村が実施している就学援助制度は、国の財源措置のもと市町村の権限と責任に基づいて独自に実施しているものであり、対象者を含めた支給基準も各市町村の判断で定められるものです。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課
教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.3 民族学校

2.3.3 大阪府独自の「私立高等学校等授業料支援補助金」を朝鮮学校が適用されるためにはどうすればいいかを検討して、教えてください。

（回答）

- 大阪府の「私立高等学校等授業料支援補助金」は、国の就学支援金制度に上乗せして制度運営を行っているため、就学支援金の交付対象であることが要件となっています。さらに、授業料支援補助金を受けるためには、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定を受ける必要があります。
- そのため、国の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」等の関係法令により指定を受け、かつ大阪府の「大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱」の対象校の要件を満たすことが必要となります。

（回答部局課名）

教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.3 民族学校

2.3.4 現在、各種学校である朝鮮学校が国庫による「私学助成」の給付を受けられるようにするにはどうすればいいか、各種学校認可の権限を持っている大阪府でも考えてください。

（回答）

○ 国庫による各種学校への私学助成については、国において適切に判断されるものと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.3 民族学校

2.3.5 大阪府の担当者が朝鮮学校に行ったこともない中で、朝鮮学校について議論することはできません。実際に朝鮮学校を見ていただくために、見学会を企画したいと思います。積極的に参加してください。詳細については調整させてください。

(回答)

- 許認可や補助金等の手続きにおいて必要がある場合は、これまでも大阪府から学校法人に連絡・調整の上で学校を訪問しています。

(回答部局課名)

教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と具体的な対応策について教えてください。

B 在籍時の指導

- ① 本名にかかわる教材の作成とその充実
- ② 府が制作した教材の活用

C 卒業時の指導

- ② 進路指導における本名指導

(回答)

- 府教育庁としましては、公立高校の校長及び実務負担者を対象とした説明会や、市町村教育委員会及び公立中学校の進路指導担当者を対象とした入学者選抜等に係る説明会を開催しています。令和6年度においては、動画配信により説明会を行いました。
- 入学志願書の氏名記載については、生徒、保護者に本名使用の意義について十分な理解が得られるよう、これらの説明会において、志願書の氏名は原則として本名とし、通称名をも書く場合は本名の後に()書きで記入する旨を説明しています。
- 本名指導については、「互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために一本名指導の手引」の趣旨に基づき、在日韓国・朝鮮人生徒の自らの誇りと自覚を高め、本名が名乗れる環境の醸成に努めてきたところです。
- 府教育庁では、令和5年3月に改正された「大阪府在日外国人施策に関する指針」の基本的方向を踏まえ、国際理解教育・在日外国人教育のさらなる充実を図るべく、令和6年2月に「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定しました。
- さらに、このような在日外国人に関わる社会や教育の状況変化を踏まえ、「本名使用の手引」を「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導について」と改訂しました。

- また、従来から各学校に対しては、合格者説明会や入学式において、しおり「新入生の皆さんへー互いに違いを認め合い、共に生きる社会を築いていくためにー」を配付して本名使用を呼びかけるよう指導してきましたが、さらに、本名を名乗っている在校生から入学生に本名使用を呼びかける事例を紹介し、指導資料として全体に配付し、趣旨の周知に努めるよう指導してまいりました。
- 今後も、管理職への人権教育課題に係る研修等の機会を捉え、各学校において趣旨の徹底と手引きの校内研修等での有効活用について周知を行ってまいります。さらに、本名指導の手引きの活用状況の把握を行い、十分に活用されるよう研修や校長ヒアリング等の機会を通じて指導してまいります。
- 平成 22 年には在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針の内容を踏まえた「在日外国人教育のための資料集（DVD）」を全府立学校に配付し、活用するよう通知いたしました。今後とも、本名にかかわる取組みの場を設け、機会を捉えて教材の活用を呼びかけてまいります。
- 進路指導における本名指導については、府内のすべての高等学校、支援学校の進路担当者に対して、今年度も開催した「就職用統一応募書類の趣旨徹底等に関する説明会」において、就職時における本名指導と公正な選考についての取組みについて説明し、指導の徹底を指示しました。
- 引き続き、日本人生徒が、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人生徒の本名に対しての理解を深め、在日韓国・朝鮮人生徒が本名を名乗ることができる環境の醸成に努めてまいりたいと存じます。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.4 本名指導

2.4.1 それぞれの段階での適切な本名指導、本名実践をすすめ、取り組みが進んだ事例や取り組みが進みにくい理由と具体的な対応策について教えてください。

B 在籍時の指導

- ① 本名にかかわる教材の作成とその充実
- ② 府が制作した教材の活用

（回答）

- 本名の使用は、本人のアイデンティティに関わることであるので、そのためにも小中学校が連携し、9年間の一貫した取組みを進めていくことが重要であると認識しております。
- 府教育庁では、改正された「大阪府在日外国人施策に関する指針」の基本的方向をふまえ、令和6年2月に「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定し、令和6年3月に「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために 一本名指導について」を改訂しました。
- また、「在日外国人教育のための資料集（DVD）」教材について、令和5年3月に増補版を作成しました。これらを活用して、小・中・高等学校の連続性、系統性に留意しながら十分な連携を図り、人権教育をふまえた取組みを進めるよう今後も指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.5 民族学級

2.5.1 府内各市町村で行われている民族学級・民族クラブ等について以下の項目について教えて下さい。

- ① 外国（韓国・朝鮮）籍児童・生徒の在籍状況
- ② 韓国・朝鮮にルーツを持つ日本国籍などの児童・生徒の在籍状況
- ③ 参加児童・生徒数の内訳（韓国・朝鮮籍及び日本国籍）
- ④ 指導者の待遇
- ⑤ 設置年月日

(回答)

○ 民族学級・民族クラブ等については、在日外国人児童生徒が自国の文化や言語等を学ぶとともに民族としてのアイデンティティの確立に向けて、また在日外国人の仲間や日本人児童生徒との人間関係を深める場としても大切であると考えております。

○ 府域各市町村の、民族学級・民族クラブ等がある学校では、校区の状況や児童生徒の在籍状況等をふまえた上で、様々な名称、形態、内容で取り組まれています。

※ ①～⑤については、資料「民族学級設置校における在籍・本名使用状況」を参照してください。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目) 2.5 民族学級 2.5.2 韓国・朝鮮にルーツを持つ日本国籍などの児童・生徒の在籍状況を把握してください。
(回答) ○ 教職員が、児童生徒の立場や気持ちを理解し、児童生徒が自らの国籍やルーツを自分の個性や良さとして積極的に受け止め、自らのアイデンティティを伸張できるよう支援していくことが必要であると考えております。 ○ 韓国・朝鮮にルーツのある日本国籍や二重国籍の子どもの実態については、プライバシー保護の問題もあり把握しにくい状況にありますが、韓国・朝鮮にルーツのある児童生徒が、自分のルーツに誇りを持って生きていけるよう、韓国・朝鮮の言葉や文化などを視覚的に学習できる DVD 教材を、総合的な学習の時間など、さまざまな教育活動において活用しながら、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 ※ <u>在籍状況については、資料「民族学級設置校における在籍・本名使用状況」を参照してください。</u>
(回答部局課名) 教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.5 民族学級

2.5.3 覚書における府費民族講師を本来の身分である「教諭並み待遇」に戻してください。

（回答）

- 常勤の講師（臨時的任用職員）の待遇につきましては、法令等に基づき措置しているところであり、講師制度全体の議論の中で検討していくものと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.5 民族学級

2.5.4 民族学級設置校、及び取り組みのある地域や学校に外国人教員を積極的に配置し、配置状況について教えてください。また外国人加配（支援加配）校における外国人教育主担の役割を明確にしてください。

（回答）

- 在日外国人教育等、様々な人権課題の解決に向けては、課題別担当者を明確にし、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映するよう指導しているところです。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.5 民族学級

2.5.5 府（市）費常勤講師設置校での本名使用率を教えてください。本名原則を徹底してください。

（回答）

- 本名の使用は、本人のアイデンティティに関わることであるので、そのためにも小中学校が連携し、9年間の一貫した取組みを進めていくことが重要であると認識しております。
- 府教育庁としましては、2006（平成18）年3月に作成、2024年（令和6年）3月に改訂しました「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために 一本名指導について」の活用促進を図るよう、各市町村教育委員会を通じ、各小・中学校に電子媒体にて配付し、周知しているところです。
- また、「在日外国人教育のための資料集（DVD）」教材について、2023年（令和5年）3月に増補版を作成しました。これらを活用し、小・中・高等学校の連続性、系統性に留意しながら十分な連携を図り、人権教育をふまえた取組みを進めるよう今後も指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.5 民族学級

2.5.6 大阪市・堺市への税源移譲に関わらず、これまでの府費民族講師が従来と変わりなく教育活動に専念できるようにしてください。

(回答)

- 民族講師につきましては、現在、府内の小学校3校に配置しており、外国にルーツのある子どもたちのアイデンティティの確立に重要な役割を果たしていただいているとともに、授業を持ちながら、民族学級の活動や、国際理解・多文化共生教育の推進にご尽力いただいていると認識しております。
- 一方、これまで府議会において、児童や保護者の意向に沿わない対応が行われている、一つの国に偏り諸外国の理解を深める取組みが行われていない等の指摘があり、加配措置の在り方について議論がなされ、厳しい目が向けられている状況にあります。
- 府教育庁としましては、国際理解・多文化共生教育の推進という加配措置の趣旨・目的を改めて明確にするとともに、適切な運用に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.5 民族学級

2.5.7 府内の各地域において、これまで積み上げてきた在日韓国朝鮮人教育や国際理解教育の取り組みの意義を踏まえて、後退することがないように実態を把握し指導してください。

(回答)

- 民族学級の取組みを継承し、国際理解・多文化共生教育のさらなる推進のため、民族講師を対象とした研修を引き続き実施するとともに、その内容については、今後とも、関係市と協議を重ねてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.6 国際理解・道德教育・教科書採択

2.6.2 教科書採択にあたっては、府教育委員会が参考として作成する「選定資料1」にはこれまで通り必ず「人権」の項目を入れてください。「選定資料2」は、市町村教育委員会の採択に影響を与えるような、特定の項目を取り出した資料にはしないでください。また、詳細な「選定資料2」の作成は、おもに現場教員で構成される教科書調査員に大きな負担となる場合があります。そのようなことにならないように、市町村教育委員会の担当者への説明会では適切な説明をしてください。

(回答)

- 教科書は、児童・生徒にとって学習をする上で極めて重要な役割を担う主たる教材であることを考慮し、府教育委員会が示す選定資料には、人権の取扱いに関する項目を設けております。
- また、選定資料2は、各教科書の特色が明らかになるよう客観的な数値データ等を示す資料であり、項目については原則学習指導要領に基づき、教員や指導主事からなる各種目の専門調査員が決定しています。
- 府内の公立小中学校で使用する教科書の採択は、関連法令により、市町村教育委員会の権限と規定されております。また、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとされております。
- 各採択地区におきましては、府教育委員会が示す選定資料を参考に、全ての教科書について調査及び研究を行った後、各市町村教育委員会議の議決により、域内で使用する教科書の採択を行っております。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.6 国際理解・道德教育・教科書採択

2.6.4 道德では「22 の内容項目」を年間 35 時間で教えることとされていますが、道德教科書には子どもの実態にそぐわないなど使いにくい教材もあります。しかし市町村によっては道德の時間は全て教科書を使用しなければならないかのように指導しているところもありますので、子どもの実態に合わせて各種の自主教材も使えることを市町村教委に徹底してください。

(回答)

- 「特別の教科 道德」の主たる教材としては、教科用図書を使用することとなりますが、関係する法規等の趣旨を理解したうえで教科用図書以外の教材を活用することは可能です。
- 地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、多様な価値観を認め合う適切な補助教材が活用できることを、市町村教育委員会に対して指導してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.7 高等学校の韓国・朝鮮語教育等

2.7.2 韓国・朝鮮語の指導には在日韓国・朝鮮人を積極的に配置してください。その際必要とされる免許状には柔軟に対応してください。

(回答)

- 本府におきましては、「語学指導を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」を活用し、韓国・朝鮮語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの日韓交流の促進を図ることを目的とし、平成 12 年4月から継続的に、韓国・朝鮮語指導助手（AKT）1 名を招聘してまいりました。AKT の任期終了に伴い、外国語（韓国・朝鮮語）指導員（NKT）を1名、府立高校に配置し、韓国・朝鮮語教育を推進するため活用しております。なお、中国語に関しましても、外国語（中国語）指導員（NCT）を2名、府立高校に配置し、中国語教育を推進するため活用しております。
- また、平成 11 年度から、教育内容の多様化推進と特色ある学校作りの一環として、地域や社会の各界で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する社会人を、学校教育の指導者として広く活用する「学校支援人材バンク活用事業」を実施いたしております。この事業を活用し、教員免許状を有しない社会人を特別非常勤講師として任用し、外国語教育や国際理解教育のさらなる充実を図っているところです。
- 今後とも、予算の範囲内で、学校支援人材バンクの活用事業等を通じて、各学校の外国語教育・国際理解教育を支援してまいりたいと考えています。
- また、免許状が必要とされる場合においては、教育職員免許法に基づく臨時免許状や特別免許状の制度の趣旨を踏まえ、採用・雇用する学校等との事前協議のうえ対応してまいりたいと考えています。

注) NKT の配置校と招請校（令和6年度）

配置校：府立長吉高校

招請校：府立阪南高校、府立住吉高校

NCT の配置校と招請校（令和6年度）

配置校：府立八尾北高校、府立東淀川高校

招請校：府立柴島高校、府立門真なみはや高校、府立布施北高校

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教職員室 教職員企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.7 高等学校の韓国・朝鮮語教育等

2.7.3 韓国・朝鮮人生徒が多く学ぶ、多数在籍校に韓国・朝鮮語を開設してください。

（回答）

- 府教育庁としましては、各学校において、地域の特色や生徒の実態等に応じて、特色ある教育課程の編成に努めるよう指導しているところです。
- 今後とも韓国・朝鮮語教育及び韓国・朝鮮文化を理解する教育等の推進を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.7 高等学校の韓国・朝鮮語教育等

2.7.4 朝鮮文化研究会(朝文研)、韓国・朝鮮に関わるクラブ等に対して財政的に支援してください。

(回答)

- 韓国・朝鮮の文化にかかわる部活動は、韓国・朝鮮人生徒の民族的なアイデンティティの確立に重要な役割を果たすのみならず、日本人生徒の理解を深めていく上でも大きな意味があると認識しております。
- そのため、府教育庁としては、外国籍生徒に関する調査を実施し、「在日外国人文化研究等の課外活動」の項目の中で各校における活動状況の把握を行っているところです。
- 府教育庁といたしましては、「安全で安心な学校づくり推進事業」の中で「人権文化発表交流会」を開催し、こういった生徒の自主活動の発表の場を設け、各校の活動の活性化を促進しております。
- 今後も、事業の充実や府立外教等の研究団体との連携を進める中で、韓国・朝鮮の文化に係わるクラブ活動等の活性化を促進してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.8 教員採用

2.8.1 在日韓国・朝鮮人に関わる問題を府の教員採用試験問題に出題してください。

（回答）

- 人権教育を実践する立場の教員には、人権についての正しい理解とともに、さまざまな人権問題の解決をめざして、人権教育を総合的に推進していくことが求められることから、教員採用試験では第 1 次選考において人権教育に関わる問題を出題してきているところです。
- 今後とも、韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人、子ども、同和問題、女性、障がい者などさまざまな分野から出題問題を検討し、人権感覚豊かな教員の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.8 教員採用

2.8.2 1994 年度から 2024 年度までの大阪府内（大阪市、堺市を含む）の小・中・高での採用人数と外国籍教員の国別採用人数と本名使用数・率を教えてください。また 2025 年度の外国籍の採用予定数を教えてください。

- ・ 府費教員の校種別採用予定数と本名使用率（国籍別）
＜年度別経年変化と 2024 年度＞
- ・ 事務職員の校種別採用予定数と本名使用率（国籍別）
＜年度別経年変化と 2024 年度＞
- ・ 2024 年度の府費教職員の採用予定数と本名使用数

(回答)

- 2023 年度、大阪府（指定都市及び豊能地区を除く）の外国籍教員は、117 名で、その内訳は、小中学校が 57 名で府立学校が 60 名です。国籍は、韓国・朝鮮籍が 91（小中 52＋府立 39）名です。
- 2024 年度の新規採用の外国籍教員は、小中学校が 1 名、府立学校が 2 名の合計 3 名で、その内韓国・朝鮮籍教員は 3（小中 1＋府立 2）名です。
- 本年度の本名使用者は、外国籍教員 119 名のうち 99（小中 46＋府立 53）名で、83.2%となっております。
- 府費教員と事務職員の校種別採用総数と本名使用率（国籍別）＜年度別経年変化と 2024 年度現在＞、2025 年度の府費教職員の採用予定数と本名使用率、学校数・教員数と外国籍教職員配置数、職種別外国籍教員配置数については別途提供資料のとおりです。

(回答部局課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.8 教員採用

2.8.4 講師登録時での本名記載を徹底し、教育実習での本名原則を各市町村に周知してください。

（回答）

- 講師登録時の氏名欄については、本名を記入するよう案内しているところです。
- 外国籍教員の本名使用については、今後とも府教育庁と市町村教育委員会及び府立学校長が連携をはかりながら「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」の趣旨を踏まえ、新規採用や異動の際など、機会あるごとに継続して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.8 教員採用

2.8.5 学校現場で外国籍教員が「期限を附さない常勤講師」であることで生じている問題について教えてください。

(回答)

- 日本国籍を有さない方の教員採用については、1991年(平成3年)3月の文部省通知により、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成に携わることを職務としている「教諭」ではなく、「任用期限を付さない講師」として任用することとされており、府教育委員会では「教諭(指導専任)」として任用しているところです。
- 公務員に関する「当然の法理」により、日本国籍を有しない教員を管理職に任用することは困難であるのが現状です。
- 府教育庁としましては、大阪府の外国籍教員の任用状況、学校現場での状況や外国籍教員の活躍等について、機会があるごとに文部科学省に伝えるとともに、このような取扱いが早期に改められるよう、要望しているところであり、今後とも、国や他府県の動向も十分見極めながら対処してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.9 在留資格

2.9.1 外国人登録法の廃止と住民基本台帳法への移行(2009年の入管法改定)にかかわる在留資格関係の罰則強化等についての周知を対象者とその保護者に、高校生は勿論のこと中学校在籍中にも行ってください。

(回答)

- 府教育庁といたしましては、これまでから外国籍児童生徒の教育を受ける権利が損なわれることがないよう、就学機会の確保について周知してきました。
- 平成24年の出入国管理法等の改正に伴う「新たな在留管理制度」による変更点及び外国籍の児童生徒に関する留意点等については、人権教育主管課長会、管理職対象の研修会等、様々な機会を通じて周知いたしました。
- 加えて、同法等の改正の趣旨にあわせて平成25年4月に「互いの違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために 一本名指導の手引(資料編一)」を一部修正しました。さらに「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を令和6年2月に策定したことをふまえ、「互いの違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために 一本名指導について一」を令和6年3月に改訂し、周知・活用を図っているところです。
- 今後とも、対象となる子どもや保護者が不利益を被ることのないよう、市町村教育委員会に情報提供してまいります。
- 日本での進学や就職をめざす外国にルーツをもつ生徒の進路指導において、先生方や支援者の方々の一助となるよう、在留資格に関する内容を踏まえ「外国にルーツをもつ生徒の進路選択リーフレット」を作成し令和4年5月に周知しました。

- さらに、この間、国における在留資格の更新についての変更や本府における「在日外国人に関わる教育における指導の指針」の策定など、外国につながる生徒を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和6年8月に、内容の更新とともに、タイトルも新たに「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」として改訂し、外国につながる生徒の進路実現に向けて活用するよう、周知したところです。
- また、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」「海外から帰国した生徒の入学者選抜」で入学した生徒や、帰国生徒等に対する配慮を受けて入学した生徒を対象に、生徒・保護者が安心して高校生活を送ることができるよう、高校生活オリエンテーションを毎年実施し、在留カードの更新に関する内容について説明しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.9 在留資格

2.9.2 法務局入管局が「家族滞在」の者が日本の義務教育を経て高校を卒業した者の在留資格を「定住」に変更を「許可方向」で検討するよう通知していること（平成 29 年 3 月 3 日付初国教第 217 号による文部科学省からの依頼）と申請は許可されている事を府内の中学・高校に周知徹底して下さい。これを徹底するため生徒の在留資格を正確に知るための措置を市町村教委にとるよう連絡を徹底して下さい。また、この文科省からの依頼の府内の実施状況を調査し結果を提供してください。

(回答)

- 「家族滞在」であっても就労し、「定住者」または「特定活動」への在留資格が変更できること等、必要な情報については、法務省通知をふまえ、各市町村教育委員会に周知しています。今後とも、対象となる子どもや保護者が不利益を被ることのないよう、市町村教育委員会に情報提供してまいります。
- 文部科学省依頼の市町村教育委員会による各学校への周知は適切に行われていると認識しています。
- 平成 29 年 3 月 3 日付け、初国教第 217 号による文部科学省からの「高等学校卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取り扱い（依頼）」につきましては、府立学校に周知するとともに、研修等の機会を捉えて、情報提供しているところです。
- 併せて、令和 6 年 10 月に「高等学校卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について（依頼）」についても府立学校に周知しています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.9 在留資格

2.9.3 文科省よりの「就学中の 16 歳未満の外国人が所持する在留カード等の有効期間更新手続きに関する周知について」(「30 受初国教第 2 号 平成 30 年 6 月 4 日」)協力依頼の確実な周知徹底と、これを実施するためには、児童・生徒の在留資格の正確な把握が不可欠であることを指導・助言してください。また、この文科省からの依頼の府内の実施状況を調査し結果を提供してください。

(回答)

- 16 歳の誕生日を迎える外国籍の生徒について、在留カード等の有効期間更新手続き申請を父母等ができない場合、当該生徒が在籍している中学校等の職員等が本人に代わって申請することへの協力依頼につきましては、市町村教育委員会を通じて、各学校に周知しているところです。
- 児童・生徒の在留資格の把握については、本人及び保護者と信頼関係を築いたうえで、両者からていねいに確認をするよう、今後とも市町村教育委員会に伝えてまいります。
- 文部科学省依頼の市町村教育委員会による各学校への周知は適切に行われていると認識しています。
- 平成 30 年 6 月 4 日付け 30 受初国教第 2 号「就学中の 16 歳未満の外国人が所持する在留カード等の有効期間更新手続きに関する周知について」(協力依頼)につきましては、府立学校へ周知するとともに、研修等の機会を捉えて、情報提供しているところです。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課 (傍線部について回答)

教育庁 教育振興室 高等学校課 (波線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目）

2.10 社会教育・人権教育

2.10.1 本名で、様々な分野で活躍している人を広報紙等でとりあげてください。

（回答）

- 本名の使用については、本人のアイデンティティにかかわる事項であり、韓国・朝鮮籍の方々をはじめとした在日外国人が、本名を使用できる環境づくりが必要であると考えております。
- 人権学習教材『わたしを生きる』には、「名前を名のするという、日常の行為を通じて、在日外国人の人権を考えること」等をねらいとした学習プログラムを掲載しており、市町村や教育委員会等に配付後、ホームページに掲載し、希望者には追加で提供し人権教育・啓発に努めています。
- 今後とも、在日外国人問題をはじめ様々な人権問題への理解を深めるため、広報媒体や啓発冊子等を通じて、人権教育・啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（多民族・多文化社会を求める実行委員会）

（要望項目） 2 教育に関する課題 2.10 社会教育・人権教育 2.10.1 本名で、様々な分野で活躍している人を広報紙等でとりあげてください。
（回答） ○ 大阪府では、事業所内に設置される「公正採用選考人権啓発推進員」を対象とした研修を実施しており、使用するテキストにおいて「企業が雇入れに際し、通名（日本名）の使用を求めたり強制することは、民族的自覚と誇りを傷つけるなど人権を侵害することになる」ことを具体的に記載し、その理解と周知に努めています。
（回答部局課名） 商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.10 社会教育・人権教育

2.10.1 本名で、様々な分野で活躍している人を広報紙等でとりあげてください。

(回答)

- 本名で進学、就職をしている人たちの活躍について知ることは、在日韓国・朝鮮人生徒をはじめとする在日外国人生徒にとって自信と誇りになるものと認識しております。
- 府教育庁といたしましては、各校においてこういった課題について取り上げている教材や資料などの事例を集めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.10 社会教育・人権教育

2.10.2 大阪府教育庁、および行政職員らが、民族学級、民族学校および本名 に対する知識を深めるための研修の事例や内容を教えてください。

(回答)

- 府教育庁の職員が、高い人権意識を持ち、民族学級や民族学校に対する理解を深めることは、重要であると考えております。
- 民族学級については、教職員向け「小・中学校人権教育研修」において、その活動を学校全体で共有することの大切さについて講義を行いました。また、本名指導については、前述の「小・中学校人権教育研修」の他、「人権教育担当指導主事連絡会」「日本語指導担当指導主事連絡会」「日本語指導対応教員連絡協議会」においても講義を行いました。
- 今後とも、本名指導についてや人権教育リーフレットを配付・紹介するなどしながら、教職員の民族学級、本名に対する知識を深めるため、研修、連絡会等で伝えてまいります。
- 府教育センターにおきましては、毎年度、教職員や管理職を対象とした人権教育研修において、在日外国人教育をテーマとした研修を実施しております。また、指導主事を対象とした人権教育研修を実施しております。いずれの研修も本名指導の手引「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導について」や人権教育リーフレットを配付し、講義において、本名を使用することの大切さや民族学級・民族クラブ等を通じた活動の意義について説明を行っています。

- 今後も、在日外国人問題の歴史的背景、民族学級、民族学校及び本名指導に関わる課題も含めた在日外国人教育の現状につきまして、さらに職員の理解が深まるよう指導してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.1.1 ハイトスピーチ問題

2.1.1.1 大阪府教育庁が作成した資料「ハイトスピーチ問題を考えるために」〔2020年3月〕改訂を基にした研修の進め方を教えて下さい。また「研修内容の報告」の要点を教えてください。また、府内でも発生しているハイトクライム事件から児童生徒が身を護るための方策をどう教えるのかの職員研修資料を作成してください。

併せて1-3-2で要望した府知事の府民にハイトクライム撲滅の決意を表明した緊急声明に教育長も連名で加わって下さい。

(回答)

○ 平成27年4月に作成した教職員の研修用参考資料「ハイトスピーチの問題を考えるために」は、令和元年度の「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行を受けて令和2年4月に改訂、令和6年9月に再改訂しました。引き続き周知に努めているところです。

○ 本研修用参考資料（令和6年9月改訂）については、「人権教育担当指導主事連絡会」や「日本語指導担当指導主事連絡会」、「日本語指導対応教員連絡協議会」において紹介し、いわゆる「ハイトスピーチ解消法」「大阪府ハイトスピーチ解消推進条例」について、以下の内容で説明を行っております。

- ・ 条例の目的、定義、基本理念について
- ・ 外国籍だけでなく、外国にルーツのある人への不当な差別的言動も対象であること
- ・ 府域の小中学校で民族に関わる差別事象が起きていること
- ・ 不当な差別的言動の解消の必要性に対する教育や啓発が大切であること

○ 加えて、人権教育リーフレットや人権教育教材集・資料（CD）、在日外国人教育のための資料集（増補版DVD）等も活用するよう、周知・紹介しています。

- また、大阪府教育センターで実施する「初任者研修」や「10年経験者研修」、「小・中学校長人権教育研修」「小・中学校教頭人権教育研修」「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」、「府立学校首席研修」、「府立学校リーダー養成研修」、「小・中学校新任首席研修」、「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」において、研修用参考資料を配付し、講義の中でハイトスピーチについて説明を行うとともに、校内における人権侵害事象を起こさないよう伝えています。
- 特に、今年度においては「府立学校人権教育研修」において、ハイトスピーチ・ハイトクライムにつながるマイクロアグレッションについて学びを深めました。
- さらに、府立学校の管理職を対象とした人権教育研修においても、研修用参考資料を紹介し、ハイトスピーチについて説明を行っています。
- なお、ハイトクライム等の人権侵害が生起している情勢等も踏まえ、府教育庁内の関係課で構成する差別事象プロジェクトチーム会議において議論した結果、令和5年3月には、教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的として、「教職員のための差別事象対応ワークシート」を府立学校及び市町村教育委員会へ発出しました。併せて、研修等で同ワークシートを周知し、校内研修等における活用の促進に努めてきたところです。
- あわせて、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」をまとめ、ハイトスピーチをなくすための教材等を指導のてびきとともに作成し、各学校で活用できるようにしています。
- 今後も、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の趣旨を十分にふまえ、小中学校、府立学校の人権教育担当者研修や管理職を対象とした人権研修等、様々な機会を通して、各学校において研修資料を有効に活用するようはたらきかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課
 教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 人権教育企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.1.1 ハイトスピーチ問題

2.1.1.2 ハイトスピーチ防止のための東アジアを理解するための副教材を新しく作成してください。

(回答)

- ハイトスピーチ等の主張がインターネットで拡散され、差別意識や偏見が社会に蔓延している状況の中、その主張を寛容することや表現の自由ととらえることは、差別を扇動することにつながっていくと考えます。
- 平成 29 年7月に作成した、東アジアにルーツのある児童生徒の理解につながる実践を含む府内の人権教育実践の好事例をまとめた「人権教育実践事例集」を、小中学校に配付し、毎年、担当指導主事連絡会や各人権研修等で周知しております。
- あわせて、「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」をまとめ、ハイトスピーチをなくすための教材等を指導のてびきとともに作成し、各学校で活用できるようにしています。
- また今年度も、府内の小中学校で取り組まれた、東アジアにルーツのある児童生徒の理解につながる実践事例を府のホームページに掲載し、ハイトスピーチ防止につながる実践の広がり努めてまいります。
- 府立高校では、すべての生徒が、高等学校学習指導要領に基づき、地理歴史科などの授業において近現代史を学んでいます。その指導に当たっては、客観的かつ公正な資料に基づいて歴史の事実に関する理解を得させるように、学校を指導しています。

○ 府教育庁としましては、すべての児童・生徒に対し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、隣国（韓国・北朝鮮・中国等）の文化や歴史についての理解を深めるように努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 人権教育企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (多民族・多文化社会を求める実行委員会)

(要望項目)

2.1.1 ヘイトスピーチ問題

2.1.1.3 朝鮮民主主義人民共和国によるミサイル発射実験に関して、日本政府の一方的な見解、それを無批判に垂れ流すメディアの報道などにより、韓国・朝鮮への恐怖感や憎悪感を植え付け「身を守る」ということから程遠い時代錯誤的な「弾道ミサイル避難訓練」を学校に持ち込まないようにしてください。また「Jアラート対処訓練」についても児童生徒に韓国・朝鮮への敵愾心を植えつけないような配慮の具体例の提示をお願いします。

(回答)

- 府教育庁では、文部科学省からの事務連絡「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」をふまえ、「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」を作成し府立学校に通知するとともに、市町村教育委員会に情報提供いたしました。ガイドラインでは、児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、実態に応じた安全指導を行うことと示しております。
- 令和4年8月、児童生徒等や教職員自身が避難行動の目的・行動・時機を改めて理解することで、有事の際に避難できるよう、「Jアラートによるミサイル発射情報に対する避難訓練の実施について」を府立学校あてに通知しました。訓練実施にあたっては、避難行動の例を示すとともに、人権尊重や個々の状況に応じて適切な配慮が必要であることを改めて示しております。
- 今後も、同様の通知を行う際には、人権尊重にも配慮した対応を行うよう周知してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。